

# 琴浦町立小学校の適正規模及び適正配置について（答申）

平成22年3月18日

琴浦町小学校適正規模・配置審議会

## 目次

1 はじめに .....	1
2 小学校の現状と課題 .....	1
(1) 教育を取巻く課題 .....	1
(2) 児童数の推移 .....	2
3 学校規模の適正なあり方 .....	2
(1) 教育環境としての学校規模 .....	2
(2) 適正な学校規模 .....	3
4 適正な小学校の配置のあり方 .....	4
5 教育課題の改善に向けた今後の取組み .....	4
6 基本的な考え方（提言） .....	6
(1) 学校配置について .....	6
(2) 通学の安全確保について .....	6
(3) 学校施設跡地の活用について .....	7
(4) 町民及び地域への理解について .....	7
7 むすびに.....	8
8 資料編	
①諮問文 ②議会、委員会提言・報告 ③審議会の経過 ④児童数の推移	
⑤現有施設状況 ⑥審議会要綱 ⑦委員名簿	

## 1 はじめに

全国的に人口の減少及び少子高齢化が進行する中で、本町においても小学校の児童数が年々減少し、複式学級(注1)や、すべての学年で単学級といった学校も多く存在しており、今後も、この傾向が進むことが確実視されている。

このような現状を受け、平成19年8月「琴浦町まちづくり委員会総合生活部」、同年10月に「琴浦町行財政改革審議会」、同年12月に「琴浦町議会行財政改革調査特別委員会」から小学校の再編・統合にかかる提言・報告がなされた。

### 【資料編 P 3 参照】

本審議会は、平成20年3月26日に琴浦町教育委員会委員長から「児童数が減少する中であって、琴浦町の子どもたちの将来を見据えた小学校の適正な規模や適正配置のあり方」についての諮問を受け、教育委員会事務局からの説明及び資料に基づき、慎重に審議を重ね、ここに本答申を取りまとめた。

### 【資料編 P 1 参照】

本審議会では、次代を担う子どもたちの教育環境をどう整えていくかという課題について、社会の変化に対応し、学校本来の機能が十分に発揮される活力ある新たな学校づくりの観点から、小規模校(11学級以下)・過小規模校(5学級以下)の解消を進めるなど、適正な学校規模を維持することを視点に真摯に議論を積み重ね、検討を進めてきた。

本審議会では、子どもたちを取り巻く教育環境がよりよいものとなることを前提に、再編成に当たってのシミュレーションを行い、現在、考えられるすべての場合について様々な観点から検討し、小学校の適正規模や適正な配置のあり方について提言する運びとなった。

今後、町当局のより一層の努力はもちろんのこと、併せて学校関係者、保護者、地域の方々など町民全体の理解と協力を得て、本町の小学校教育の充実・発展に向けた教育環境の整備が推進されることを望むものである。

(注1) 複式学級 少人数の複数学年を1クラスにする学級編制のこと

## 2 小学校の現状と課題

### (1) 教育を取巻く課題

今日、社会の変化に伴い、生活が豊かになる一方で、少子化や家庭・地域・社会の教育力の低下など、教育を取り巻く環境が大きく変化している。一方、子どもの状況は、基本的な生活習慣の乱れや学力・体力の低下、規範意識の希薄化など

様々で新たな課題が生じてきた。

学校教育では、生涯にわたる学習の基礎を培うため、確かな学力の向上、豊かな情操と道徳心を培い、健やかな身体の育成とともに、地域に開かれ地域から信頼される学校づくりを推進し、学校・家庭・地域が連携し、それぞれの役割を高めることが重要になってきている。

本町の学校教育における当面の課題は、少子化による児童数の減少が今後も予想される中、学校運営や教育活動など子どもたちの教育への影響の大きさが懸念される。そのため、諮問文にも示されているように「活力ある小学校教育のあり方」について検討することが求められている。

小学校における教育活動を円滑かつ効果的に進めるため、①小規模校の解消を図る適正規模、②適正規模を確保するための適正配置、③教育内容や教育活動の一層の充実の3点が、次代を担う琴浦町の子どもたちの育成を図るために、早急に取り組むべき内容であるとの共通理解の下に、審議を進めた。

## (2) 児童数の推移

本町の小学校児童数は年々減少し、平成元年5月には8小学校で1,727名であったが、平成21年5月現在では1,055名、平成27年度においては870名に減少していくことが推計されている。特に中山間地においては若年層の流出も加わって、児童数の著しい減少が進行するものと考えられる。

### 【資料編 P6 参照】

本町では、既に平成21年度現在において児童数の減少により、8校すべてが小規模校（11学級以下）、もしくは過小規模校（5学級以下）となっている。この傾向は今後さらに進むことが確実視されており、平成26年度には以西小学校と古布庄小学校においては四つの学年で複式学級、安田小学校においては二つの学年で複式学級となることが予測されている。このような学校においては現在のように加配教員（注2）を配置して複式学級を解消したとしても、一つの学年の児童数が三、四人と極めて少人数の学年が生じることとなる。

（注2）加配教員 学校教育における課題の解決や指導の充実を図るために定数に加えて配置する教員のこと

## 3 学校規模の適正なあり方

### (1) 教育環境としての学校規模

学校規模は、児童数、教職員数、教室数、学校敷地面積、校舎面積等によって表すこともできるが、一般的には学級数が学校規模を表し、学級数により教職員数や教室数が定まることから、学級数を学校規模の基準とした。

学校規模の大小は、教育効果や学校運営に様々な影響を及ぼすことから、適正な規模を保つことが望ましい。

小規模校にも大規模校にもそれぞれメリット及びデメリットがある。それらの多くは視点を変えれば、評価が変わるものもあるが、一般的に小規模校においては児童数が少ない分、子ども同士の深いつながりや、一人ひとりの実態に即したきめ細やかな指導ができるなどの効果がある。その一方、子ども間の情報量や多様性などが限られ、学習の深まりや広がりを求める上で困難となることが考えられる。また、単学級の学年では、学級の編制替えができず、入学時から卒業時まで同一集団の中で過ごすなど人間関係が固定化しがちで、子どもたちの社会性などを育成する上でも課題があるといえる。学校運営に当たっては、小規模校においてもそのメリット、デメリットを十分に把握し、それぞれの学校で教育上の工夫をしながら取り組まれている現実もあるが、児童の能力を最大限に伸ばすためには、学校規模に起因するこのような課題をこのままにしておくことは好ましくない。

このような状況の中、学校規模の適正化を図り、児童の良好な教育環境を確保することは、本町において緊急かつ重要な課題となっている。したがって、現下の社会情勢と児童数の減少傾向を踏まえ、教育環境の充実と適正規模の確保、効率的な行財政運営を図るため、小学校統合を計画的に推進するべきである。

## (2) 適正な学校規模

学校規模が教育効果や学校運営に与える影響については、先に述べたところであり、本審議会では、小学校の適正規模についての考え方を次のようにまとめた。

なお、審議する上で、現行の法制度である「小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする。」(学校教育法施行規則第41条)を参考とした。

また、昭和59年度に作成された文部省助成課資料「これからの学校施設づくり」の中では、学校の指標として学校規模を学級数別に過小規模(5学級以下)、小規模(11学級以下)、適正規模(12から18学級、統合の場合は24学級まで)、大規模(25学級以上)、過大規模(31学級以上)と分類しており、これらについても参考とした。

### ＜ 琴浦町における小学校の適正規模に関する基本的な考え方 ＞

適正な学校規模として、多様なものの見方・考え方を学ぶ機会や、教育の本来

の目的である、協調性や連帯性、社会性を育成する上で、1学年2学級以上を確保することが望ましい。小学校の適正規模はおおむね12学級とし、特に5学級以下の過小規模校においては、教育指導面や学校運営面での困難が予想されるため、速やかにその解消を図る必要がある。

1学級の定員については、今後、少人数学級への動きがあるものの、検討に当たっては、1・2年は30人学級、3・4・5・6年は、40人学級を前提とする。

#### 4 適正な小学校の配置のあり方

学校の適正配置を行うに当たっては、適正規模の確保が担保されることが望ましい。具体的に小学校の適正配置等を行う場合、先に述べた適正規模の最低基準を満たすためには、将来の推定児童数から考えると、東伯中学校区、赤碕中学校区に各1校を配置し、適正規模を確保することが適当である。

#### ＜ 琴浦町における小学校の適正配置の基本的な考え方 ＞

- ① 統合に当たっては、現在の学校単位で検討を進めてきた。校区を分割することは従来の地区公民館単位での活動等にも変更の必要性が生じるなど、その影響が大きく、校区を分割しての再編成は行わない。
- ② 学校配置に当たっては、通学距離及び通学路の安全など十分配慮する必要があるが、適正な学校規模を確保していく上では、通学距離や時間が増える地域が発生することは避けられないのが現状である。統合により通学距離が長くなる地域の児童に対しては、路線バスの活用、あるいは通学バスの運行を行うなど、児童の負担軽減や安全確保を図る必要がある。
- ③ 新しい場所に学校を設置する新設統合という考え方もある。この場合、既存の施設の建設時期が比較的新しいことなどから、本町の財政規模・財政状況などを視野に入れ、既存施設の活用等も含めて十分な協議、検討を踏まえて判断されるべきである。
- ④ 具体的に小規模校を解消するに当たっては、適正な学校規模に基づき行うことが原則となるが、地域のつながりなどの関係から種々検討を行い地域住民の理解と協力を得て進めることに留意すべきである。

#### 5 教育課題の改善に向けた今後の取組み

本審議会では、小学校の適正規模及び適正配置の議論と併せて、次代を担う子どもが学び、人間形成の場としてあるべき学校の姿や教育を取り巻く環境についても、当面の課題として議論を進めた。小規模校の解消は、単に効率性を追求す

るものではなく教育的観点からの取り組みであり、統合によって現行の教育内容が低下しないことはいまでもなく、厳しい財政状況ではあるが、以下の新たな教育課題への取り組みや学校施設の整備など、さらに教育内容の充実を望むものである。

### ＜新たな教育課題への取り組み＞

#### ①特別支援教育の充実について

障がいのある児童について、その障がいの状態や程度に応じた教育が受けられるよう特別支援教育の充実に努める。また、児童相互の交流の機会を設けるなど共生の視点を学校教育に取り入れること。

#### ②小中一貫教育について

子どもたちの発達の連続性を重視し、生きる力を育むために小中一貫教育(注3)の導入の検討を進めて、小1プロブレム(注4)、中1ギャップ(注5)など子どもたちの発達課題の解決を図ること。

#### ③小学校高学年における専科制について

適正規模及び適正配置により、今以上に学校規模が大きくなることを想定し、教科によっては専科制(注6)を取り入れるなど、児童の学びへの興味・関心を高め、効果の高い教育活動を展開し学力向上を図ること。

学校教育では、児童の心身発達段階の特性を十分把握して、教育内容・活動を計画し、実践することが基盤となっている。学校がその教育力を十分に発揮するためには、やはり、児童の保護者や地域住民の理解や協力が欠かせない。子どもたちの未来のために、学校・家庭・地域社会の連携を深め、地域や学校の独自性をいかし、創意あふれる特色のある教育活動を推進されることを望むものである。

(注3)小中一貫教育 小学校と中学校の教育課程に一貫性を持たせた体系的教育方式

(注4)小1プロブレム 小学校入学後数ヶ月を経ても児童が学校の集団生活に適応できない状況

(注5)中1ギャップ 中学1年生になったとたん、小学校と中学校の学習や生活のギャップに適応できず不登校などの問題が急増する現象

(注6)専科制 専門の教科を指導する専科教員を配置すること

## 6 基本的な考え方(提言)

本審議会では、10年後のあるべき学校の配置を見据えて審議を進めてきた。学校再編は、それまでも段階的に行えばよいと考えるが、再編に向けての課題処理や、本町の財政規模・財政状況などを視野に入れ、最終目標年次を平成32年度として、次のように提言する。

### (1) 学校配置について

今後の方向として、最終目標年次の平成32年度までには1学年2学級以上の学級が編成できるように、東伯・赤碕の各中学校区に1校を適正な位置に配置することとする。

ただし、複式学級や過小規模校を解消するための対策が求められる状況の中で、既存の施設を活用した統合についても検討をする必要があった。このため本審議会では、この計画の目標年次を10年後としながらも、既存の施設の環境や利便性、安全性、経済性などについても審議を行った。

その結果、東伯中学校区においては、現在の東伯小学校の施設を活用し、東伯、古布庄の2校を統合して1校とし、現在の八橋小学校と浦安小学校との3校とする。

なお、本審議会では学校の適正規模を確保する観点から、現在の浦安小学校の施設を活用し、浦安、東伯、古布庄の3校を統合して1校とし、現在の八橋小学校との2校とすることについても審議を行ったが、施設面や安全性、利便性の面で問題があり、施設整備を行うなどしてこれらの問題が解決できれば、この2校案についても検討すべきであるとした。

赤碕中学校区においては、現在の成美小学校の施設を活用し、以西、安田、成美の3校を統合して1校とし、現在の赤碕小学校との2校とする。

統合に当たっては、児童が在学中に二度の統合を経験することのないよう配慮する必要がある。そのため、この第一段階の統合時期については平成24年度を目標にできる限り速やかに行い、複式学級や過小規模校の解消を図ることが必要である。

### (2) 通学の安全確保について

適正配置に伴って統合を行うに当たっては、PTAや地域安全パトロール隊、スクールガードリーダーなど関係機関が連携して登下校時における児童の安全確保を図る必要がある。特に遠距離での通学となる児童への配慮は十分行き、安全かつ効率的な移動が可能となるよう、路線バスの増便やスクールバス等の運行

支援を行うなどして、児童や保護者の負担とならない通学体系を整備していく必要がある。

### (3) 学校施設跡地の活用について

閉校後の校舎及び敷地は各地域の中心地に位置しており、敷地も広いことから、高齢者や子育て世代、青年、そのほか様々な住民の地域づくりのためのコミュニティ施設や福祉施設としての再利用が考えられる。このような跡地の活用計画については地域の要望、特性、生活環境等に配慮し、真に必要な施設として活用できるよう、住民ニーズの把握に努めながら活用案の検討を進めていく必要がある。

### (4) 町民及び地域への理解について

この提言を具体化するに当たっては、町民の理解がなくてはならない。各地域で説明会を開催するとともに、あらゆる機会をとらえて、提言に対する町民の意見と、理解を求めていく必要がある。

また、それぞれの学校は、先人たちの並々ならぬ努力の結果、創立された学校であり、その歴史的経過や地域の思いへの十分な配慮を行う必要がある。したがって既存の施設を利用した統合を行う場合においても、複数の学校が統合されて新たな学校が創設される対等統合との考え方に沿い、校名、校歌、校章等は新たに制定すべきである。

なお、学校は家庭や地域の信頼を得ることに努めるとともに、学校、家庭、地域が連携して子どもたちを育む体制づくりが必要となる。

## 7 むすびに

本審議会は、児童数が減少しつつある琴浦町の小学校の現状を踏まえ、学校の小規模化がもたらす学校教育への影響を教育上の観点から検討し、よりよい教育環境の整備や教育効果の向上を図ることを念頭において、学校の適正規模、適正配置について慎重に審議を進めてきた。

この答申は、17回におよぶ審議の過程で、適正規模及び適正配置について、おおよその意見の一致が見られたものを取りまとめたものである。

審議の過程において、小規模校の解消を図ることは、全員の意見が一致するところであった。その解消方法については、小規模校の教育実践に対する評価や、現行の学級編制基準、限られた予算の中での教育環境の充実など、様々な角度から意見が出され、中学校の統合についても論議が展開された。特に教育と財政のかかわりについても大きな論点となった。

それぞれの地域には、学校との深いつながりと数世代にわたる長い歴史がある。

現存する学校を統合等により見直すことは、地域にとって大変重要な問題であり、極めて困難な課題に取り組むこととなるが、ただ単に現状を容認するのではなく、学校運営や指導的側面など多方面からの検討も加えられ、有意義な論議ができたと考えている。

限られた期間ではあったが、審議会として多岐にわたって可能な限りの検討を行い、その結果を答申としてまとめることができた。具体的に小学校の適正配置等を推進するに当たっては、町当局のより一層の努力はもちろんのこと、併せて学校関係者、保護者や地域の方々の理解と協力を得て、学校現場や地域が混乱しないよう配慮しつつ、この答申が速やかに今後の教育行政に反映されることを期待するものである。